

はしがき

本書は、大阪大学大学院法学研究科博士前期課程の修了にあたって提出した修士論文「教育システムにおける二重のサンクシヨンの一考察——情報公開請求による大阪府の体罰事案にかかる行政文書を手がかりとして——」を出版にあたって改題し、一部加筆修正を行ったものである。周知のように、体罰は法律で禁止され、これまでその抑止が強く求められてきているが、その実態は十分把握されているとはいえない。質問紙による調査研究や判例研究等の先行研究は比較的多く見られるものの、処分等に関わる行政文書そのものを分析した研究は少ない。そこで、本書では、大阪府の情報公開条例に基づいて「教員の体罰に関わる懲戒処分等の行政文書（2001～2005年度）」を入手し、これを対象として体罰の実態と懲戒処分等のあり方を分析することにより、主として児童生徒および処分される教員の二つのレベルでの手続保障について提言することとした。この研究を指導していただいたのは、法社会学がご専門の福井康太准教授である。福井先生には、論文指導・論文審査・拙書の出版交渉に至るまで、言葉では尽くせない学恩とご厚誼を賜った。心から感謝を申し上げる次第である。

本書の研究に至る前史について、少し説明を加えておきたい。筆者が、学校事務職員という仕事と長年携わってきた教職員組合の活動を通じて最も痛感したのが法の体系的な理解の必要性であった。2001年4月、48歳の春に私は神戸大学法学部夜間主コースへの入学を果たした。魅力的な法領域との出会いはいくつかあったが、最も興味をひかれたのが、樫村志郎教授の法社会学概論という講義であった。講義内容は難解で、不出来な学生ではあったが、法解釈学とは異なる法の機能的理解という世界との出会いによって、教育と社会と法との関わりを考える上での重要な手がかりを得たように思われた。まず、着手したのが、「旭川学力テスト事件」（最大判昭和51.5.21刑集30巻5号615頁）の再検討であった。この作業によって、私は教育権概念をめぐる二項対立（教育行政 vs. 教

職員組合) という「大きな物語」の終焉を確信し、次いで、1980年代から始まる体罰やいじめなどの子どもの権利侵害をめぐる法的紛争の研究へと足を踏み出すことになった。午後9時に講義が終わると学生たちは足早に講義室を出る。六甲台キャンパスの暗闇の植え込みの中には、黒い大きな岩のようなイノシシが、のそりのそりと動き回っていた。恐る恐る足音を忍ばせ、眼下に広がる神戸港の宝石箱のような光を眺めながら、若い学生たちとともに急な坂道を下った。そうして、4年間の学部生活が終わりを告げた。

その後、大阪大学大学院法学研究科で取り組んだ研究課題は、「教育紛争と法」であった。研究目的は、体罰という法現象を取り上げ、その実態や法意識などを調査し、その抑止のための政策提言を行うことにあった。研究資料としては、これまで研究実績の少ない「情報公開請求による行政文書」に絞ることに決めた。前期課程2年目の6月、大阪府の2001～2005年度の体罰に関わる処分等を中心としたA4約1700枚の公文書を手に入れることができた。この行政文書の解読という作業は、子どもの頃に読んだジャン・アンリ・ファブルの『昆虫記』の観察やアラン・ポーの『黄金虫』の謎解きを思い出させた。分析の枠組みは、法社会学のゼミで触発されたニクラス・ルーマンの諸論考からの着想によるものである。伏せ字だらけの文字の森に分け入って、どのように体罰が発動され、問題構成されていくのか、いかにして教員の処分等が行われているのかについて、文書の解読に没頭した。だが、その一方で、一定の評価に耐える論文を書くことができなければ、この研究は価値がないのではないか、との焦燥感に晒される日々でもあった。

論文作成の進捗状況を報告する夏のある日、豊中キャンパスの緑深い中山池あたりの蝉時雨は苛立ちを覚えるほどに喧しく、研究室への足取りは重たかった。「先生、どうもこのままでは業界レポートにしかなりそうもありません」。思わず私がそうこぼしたとき、福井先生はほんの少し間をおいて次のようにおっしゃった。「早崎さん、そんなものですよ。そこにプラス α があればいいんです」。この言葉は、目の前の年嵩の社会人院生が、理想的修士論文症候群とでも称すべき病に罹っていることを見抜き、背伸びをせず地道な努力を続けるこ

とが大切なだと婉曲に諭すものであった。この日を機に、他者に誇るための結果ではなく、自分が研究した証としての論文を完成させることが目標となった。資料分析の作業は9月の初め頃にひとまず終わった。だが、その結果からは、いくつかの小さな発見はあっても、意義ある結論を見出すことは困難だった。福井先生は「このままでは落ちないですよ」と呟かれ、児童生徒と処分を受ける教員についての適正手続を考察することを示唆された。こうして論文の最終的な骨格が決まった。基礎法研究会による修士論文構想発表会での先生方や院生の方々からの質問や指摘は大いに参考になった。論文審査にあたっては、三成賢次教授、中山竜一教授の両先生から貴重な助言を頂戴することができた。ここにあらためて感謝を申し上げたい。初学者の拙い論考ではあるが、心ある人が本書を手にしていただき、教育における法の機能、ことに権利保障に関わる諸課題について関心を寄せて頂ければ、これにつきたる幸せはない。

2008年4月、門真市立第七中学校主幹から浜町中央小学校の教頭に任用され、教育労働運動の主導的役割からは身を引くことになった。とはいえ、「教育紛争と法」研究が、私のライフワークの一つであることには変わらない。この点では2006年4月からの2年間、新たに創設された労働審判制度の労働審判員として実務に携わったことにより、裁判外紛争処理(ADR)を研究していく上での貴重な経験を得ることができた。今後、教育紛争の処理制度のあり方についての考察を行っていく際にその経験を生かすことができればと考えている。

一社会人院生の修士論文の出版が実現できたのは、なによりも法律文化社の社長である秋山泰氏のご配慮のお陰である。編集担当の舟木和久氏には、きめ細かく適切なアドバイスをいただき、少しは読みやすい論文になったかとも思われる。両氏には、感謝の念でいっぱいである。最後に、2年間の気ままな研究生活を支えてくれた伴侶である憲子に感謝したい。当人には迷惑かもしれないが、本書の第一番目の読者としての権利は憲子が有している。